

平成 30 年度第 2 回岸和田市環境審議会公害規制部会専門部会 会議録

事 務 局							《開催日時・場所》 平成 30 年 11 月 20 日(火) 14:00～15:45 岸和田市環境事務所 会議室		
市民環境 部長	環境 課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員			
《出席者》 環境審議会委員：4 名中 4 名									
江種 部会長	川瀬 委員	佐藤 委員	原宗久 委員						
○	○	○	○						
理事者 ・ 事務局	(事務局) 環境課：谷藤課長、亀田担当長、中村主査、川西担当員								
傍聴人	0 名								
《案件概要》 ＜審議事項＞ ・岸和田市環境保全条例の改正について（部会報告案）について									
《内 容》 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 資料の確認 ● 部会長挨拶 — ・ ・ ・ — 議 事 — ・ ・ ・ — 【部会長】 それでは、議事に入ります。 事務局より説明してください。 【事務局】 岸和田市環境保全条例の改正について（部会報告案）をご覧ください。事務局案をご説明いたします。 まず目次です。部会報告の構成として、1 において市条例の改正にあたっての基本的な視点や背景を、2 において市条例の現状を記載しております。3～7 において前回審議していただきました市条例の改正内容についてまとめております。参考資料として、記載しております 4 つの資料を添付しております。 1 ページをご覧ください。はじめにということで、市条例改正の経緯をまとめておりますのでご説明いたします。 現在の岸和田市環境保全条例は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例が平成 15 年に全部改正され									

たものであります。市条例は、当時の公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められている基準を遵守することを基本にしながらも、規制のみにとどまらず、公害に対する未然防止を図り、市民が健康で安全かつ文化的な生活が営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として制定されました。

市条例の施行後、公害関係法令等が整備、拡充されるとともに、それらの法令に基づく事務が府知事から岸和田市長に移譲されており、本市が規制権限を有するようになっていきます。また、事業者の自主的な環境・公害対策が推進されるとともに、法規制の充実と各種の公害防止対策の進捗により、大気汚染、水質汚濁等の環境汚染は改善されてきています。

こうしたことから、平成 30 年 3 月 7 日、岸和田市長より岸和田市環境審議会に岸和田市環境保全条例の改正について諮問が行われました。諮問を受けて、岸和田市環境審議会では、公害の規制制度について専門的見地から審議する必要があることから、公害規制専門部会を設置し、市条例施行後の様々な状況の変化を踏まえ、審議を行いました。今般、同諮問に係る審議が終了したので、見直しに関する結果をとりまとめ、次のとおり報告します。

2 ページをご覧ください。1. 岸和田市環境保全条例の改正にあたっての基本的な視点についてご説明いたします。こちらでは、諮問事項であります「岸和田市環境保全条例の改正」について、本部会では、諮問の主旨を踏まえ、以下の基本的な視点を重視して、調査・審議を進めています。

（1）条例の意義と役割の継承についてです。市条例の制定時、産業公害は社会問題であり、国において国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から、法規制の整備が進められました。一方、地方公共団体においても、未然防止に対する基本的な姿勢を示すものとして、地域の具体的な公害対策について法規制を拡充、拡大するため、規制対象を拡げ、公害の未然防止と対策の推進を図ってきました。

公害対策は、国よりも地方公共団体が先行し、法規制が追って整備されてきました。当時、府条例の規制権限は大阪府知事にあり、市独自で対応できるように、市条例が制定されました。このようななかで制度化された本条例は、独立した条例として重要な意義や役割を持ち、現在もその必要性は失われていません。

これらのことから、公害の防止のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的としている本条例の役割は継承すべきものであると考えております。

（2）公害関係法令等との整合についてです。市条例は、公害関係法令及び府条例とは基本的に独立した制度として、工場・事業場の規制基準の適用などを規定しています。公害関係法令等はこの間、順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきました。一方、公害対策は国よりも地方が先行していたため、法律より先に府条例及び市条例が規制を強化し、その後法律が府条例等を取り込んでいます。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがあるほか、規制基準や規制の対象等も重複しているものがあります。

また、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきました。平成 14 年 4 月に特例市に移行した際に水質汚濁防止及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任等されています。平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法等の事務が順次、大阪府から事務移譲されています。

したがって、今回の見直しにより、市条例と公害関係法令との整合を図り、必要かつ合理的な制度とする

ことを目的としております。

3 ページをご覧ください。2. 岸和田市環境保全条例の現状についてご説明いたします。当部会で審議している、市条例「第3章 生活環境の保全と公害の防止」の現状の構成を記載しております。

第3章 第1節には公害の防止、第2節指定事業所に関する規制、第3節特定建設作業に関する規制、第4節自動車公害の防止、第5節日照障害等の防止、及び第6節その他生活環境の保全等となっております。詳細な内容については、次ページ以降でご説明いたします。

4 ページをご覧ください。3. 指定事業者に対する規制についてご説明いたします。次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行いました。括弧の中の1つめに指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準が設けられているか、2つめに、他法令で規制されている事業所について、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないか、となっております。

(1) 事業所に対する公害規制の関係についてです。工場・事業場における公害関係法令等と市条例による公害規制の体系は表3-1に示しております。市条例独自で指定事業所を定め、本市の実情に応じた規制基準を適用することにより、公害関係法令とともに総合的な公害対策を実現してきました。例えば、表3-1の大気汚染では、法律として大気汚染防止法にて施設の届出及び規制基準の遵守、事故時の措置の通報義務が義務付けられています。府条例では、大気汚染防止法同様、施設の届出及び規制基準の遵守が義務付けられており、届出施設の規模及び規制対象物質が追加されております。市条例では、指定事業所の届出のみとなっております。

(2) 規制基準の整理についてです。規制対象の指定事業所に適用される規制基準として、現行の条例は汚水に係る規制基準（排出基準）、騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準を定めております。これらについては、以下のとおりとすることが適当であると考えております。

①汚水に係る規制基準（排出基準）

市条例では、排水基準については、生活環境項目に係る排水基準及び有害物質に係る排水基準の二つの基準が設けられています。汚水に係る規制基準（排水基準）については、過去環境審議会で議論しており、「岸和田市環境保全条例で定める指定事業所に対しては、特定事業場と同じ排出基準値を適用する。」との答申を示しています。指定事業所に対し、水質汚濁防止法に規定する特定事業場と同じ排出基準を適用するという基本的な考え方に変更はありません。

市条例の汚水に係る規制基準（排出基準）のうち亜鉛含有量の排水基準は、「排水基準を定める省令等の一部改正（平成18年環境省令第33号）」により、特定事業場に係る基準が、5mg/Lから2mg/Lに強化されていることから、市条例においても亜鉛含有量の排水基準を5mg/Lから2mg/Lに強化すべきであります。排水基準を適用する事業所についても、生活環境項目に係る排水基準は特定事業場と同じ日平均排水量30m³以上の事業所とし、有害物質に係る排水基準は全ての事業所とすべきであると考えております。

②騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準についてです。市条例では、騒音に係る規制基準として、市域を4つの地域に区分し、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けています。一方、騒音規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けています。

また、市条例では、振動に係る規制基準として、市域を3つの地域に区分し、「昼間」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けています。一方、振動規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けています。

よって、騒音及び振動に係る規制については、騒音規制法、振動規制法及び府条例により、市条例と同等の規制が設けられていることから、市条例で規制基準を設定する必要はないと考えております。

③大気基準（一般粉じん）についてですが、市条例には、一般粉じんの飛散防止を目的とした規制基準が設定されていません。大気汚染防止法及び府条例では、粉粒塊堆積場等の一般粉じんの飛散のおそれのある施設等に対し、散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーで覆われていること、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること、その他同等以上の効果を有する措置が講じられていること、と設備基準が設けられています。

市条例においても、大気汚染防止法及び府条例と同等の設備基準を設けることが適当であると考えています。

（３）指定事業所の整理、①指定事業所の現状についてです。現在公害関係法令等による届出がなされている事業所は 1,005 件あり、うち指定事業所は 62 事業所であります。内訳は鉄工所 15 件、自動車整備工場 22 件、刺繍業 4 件、その他 21 件であります。現在の指定事業所の内訳を表 3-2 にまとめております。

②他法令による二重規制についてです。市条例制定後、公害関係法令や府条例は、順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきました。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがあります。例えば、指定事業所の第 2 号（１）のたん白質の加水分解は水質汚濁防止法施行令別表第一第 5 号のみそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設に該当するため、市条例であらためて指定事業所として取り扱う必要性は少ないと考えております。市条例で規定する指定事業所について、規制基準の整理を踏まえて、二重規制の状況を検討したものを表 3-3 にまとめております。第 1 号の水質汚濁を発生するおそれのある事業所として規定している事業所については水質汚濁防止法に準じ、1 日の通常排水量が 30 立方メートル以上の事業所に対し排水基準を適用していることから、市条例同等の規制にあらため、対象を 1 日の通常排水量が 30 立方メートル以上の事業所に変更します。第 2 号の別表のとおりとなっております。以下、各指定事業所に対する他法令の規制状況を記載しております。

10 ページに移りまして、なお、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきました。平成 14 年 4 月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任等されています。

それらに加えて、平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が、順次大阪府から事務移譲されており、事業所からの公害関係法令等に基づく届出は直接岸和田市に提出されているため、岸和田市が事業内容の把握をすることができております。

このことから、指定事業所から他法令と重複している事業所を除いたとしても、岸和田市が生活環境の保全に必要な情報を収集し、十分な指導事務等が実施することができ、事業者の事務の軽減も同時に図られると考えております。

（４）指定事業所に関する規制の見直しの方向についてです。指定事業所及び指定事業所に対する規制については、公害関係法令等の整備とそれらに基づく規制権限の移譲や公害苦情の状況などを踏まえ、次のとおり規制の見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図られたい。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当であると考えております。

括弧の中の1つめに、指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準を設定すること、
2つめに、指定事業所の対象について、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いようにすること、

3つめに、指定事業所に関する規制の内容については必要に応じ見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置をとること、となります。

指定事業所に関する規制の説明は以上でございます。

【部会長】

全体の構成としては、4ページの四角で囲われたところに対して、いろいろと検討を行って、関係する情報が記載されて、最後に10ページの結論となったという見方でよろしいですね。

亜鉛については5mg/Lから2mg/Lに強化されることは、10ページの結論の指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準を設定することにあたるのですか。

【事務局】

はい、その通りです。亜鉛については、もう少し直接的に記載した方がよろしいでしょうか。

【部会長】

亜鉛については直接的に記載した方が良いと思います。その上で生活環境を保全するに当たり適切な規制基準を設定することの文言があって良いと思います。

【委員】

二重規制の解消方法として具体的にどういう方法をとろうとお考えですか。

【事務局】

二重規制になっている部分はただし書きで適用除外を規定するという方法もありますが、今回は市条例の対象から除くことを考えております。前回の部会では、一個ずつ指定事業所を見ていただきましたが、部会報告案の段階では二重規制となっている状態を表3-3に記載し、結論では二重で法律と市条例に同じ事業がある場合は市条例からその事業を除き、法律で規制していこうと考えております。

【委員】

全体の構成については結構と思います。内容についても苦労されて書かれていることがわかり、大きな異論はありません。細かいことですが、言葉に引っ掛かりがある箇所があり、追って意見を述べたいと思います。

【部会長】

8ページの表3-3の項番号1について、右側の他法令での規制状況に合わせるということですか。

排水量が20立方メートルから30立方メートルに緩和されるということは問題ないのですか。

【事務局】

指定事業所1については、原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上の施設については騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。排水量については水質汚濁防止法に準じ、1日の通常排水量が30立方メートル以上の事業所に対し排水基準を適用していますので変更するように考えております。

【委員】

はじめにから順に申し上げます。

市民の目線で読んだときにわかりやすい表現に改めたほうがよいと感じました。

1 ページ 3 行目、全部改正ではなく全面改正のほうが一般的な表現と思います。

3 段落目の説明がわかりにくく感じました。今回の改正の趣旨が、現状により即した規定となることを目的としていることを明記し、改正が必要となった原因として、多数の事務が市へ移譲されたことが大きいと思いますので、平成 15 年以降の事務移譲を具体的に例示したほうがわかりやすくなると思います。

次の段落冒頭は「こうした経緯により」に改めたらどうでしょうか。最後の部分は「審議を終え」に改めたらどうでしょうか。審議会の報告書であるので、審議会が主体となるよう表現することがふさわしいと思います。

次のページ 1 (1) 8 行目は「このようななかで設けられた市条例は、市の独自性を有する条例として」に、最後の行「本条例」を「市条例」に改めたらどうでしょうか。

5 ページ②の騒音と振動の規制基準と③の大気の規制基準の最後の箇所、一方では他法令で規制が設けられているので基準を設定する必要がない、一方では他法令と同等の基準を設けることが適当であると記載されています。矛盾すると感じる市民がいると思います。誤解のないよう説明を加えていただけますか。

10 ページをはじめ、すべての結言部分において、「・・・すること」とあります。審議会は、市長から諮問を受けて専門的な見地から意見を述べる場であり、市に対して命令調で意見するのはふさわしくない印象を持っています。「・・・されたい」という表現のほうが適当と思います。

【部会長】

丁寧にご指摘いただきました。事務局で再度検討し、適当な表現に直していただけますか。

【事務局】

わかりました。

【委員】

条例改正において「一部改正」「全部改正」という言葉を使うのが慣例となっています。あまり「全面改正」とは言わないので、「全部改正」という表現を使わないのであれば「全面的に改正された」等としたほうが適当と思います。

【委員】

平成 15 年の市条例の改正はどういったものですか。構成も含めて全部改正されたということですか。

【事務局】

昭和 51 年の旧条例を全面的に改正したものです。公害規制の条例に自然や環境政策の規定を加えた条例です。内容は踏襲している部分がありますが、構成は全く変わっております。

再度経過を確認し、報告案の表現を修正いたします。

【委員】

条例の附則にはどのように記載されているのですか。旧条例は継続して、全部改正になったのですか。

【事務局】

条例は継続しています。再度附則の表現を確認し、経過も含めて報告の表現を修正いたします。

【委員】

8 ページの表 3－3 について、項番号 1 の他法令での規制状況欄に変更内容も書かれており、ひとつだけ長くなっています。項番号 1 で変更内容まで記載するのであれば、項番号 2 でも「水濁法に同等の規定があり、市条例に規定する必要がなく、削除する」等、変更内容まで記載したほうがわかりやすいと思います。

【事務局】

見出しと記載内容が合っていないので、整理します。規制状況と変更内容まで記載し、記載内容に合う適切な見出しに修正します。

【委員】内容についてはおおむね異論ありません。表現について事務局で再度検討してください。

【部会長】

では引き続き事務局から説明してください。

【事務局】

11 ページをご覧ください。4. 特定建設作業に関する規制についてご説明いたします。次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行いました。括弧の中の1 つめに、火薬を使用する作業については、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制により生活環境の保全が図られているため、特定建設作業から除くことが適当であるか、

2 つめに、特定建設作業については、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例による特定建設作業が実施されている工事内で行われる特定建設作業については過度な義務となっていないか、となっております。

それでは（1）の概要についてです。特定建設作業とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザなどを使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音、振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられています。

（2）規制対象の整理についてです。騒音規制法、振動規制法及び府条例が規制している作業に加えて、市条例は7つの作業を定めております。表4-1に過去3年分のそれらの作業の届出件数をまとめております。

①火薬を使用する破壊作業についてです。届出件数は年2件、同一の採石場の事業地内で行われているものであります。近隣に民家等がなく生活環境に影響を阻害するおそれはありません。火薬を使用する破壊作業については、火薬類取締法でも規制されており、保安区域を100m 設ける必要があり、その区域内に保全する施設があれば意見聴取を行うなどの手続きが必要であり、市条例より厳しい規制があります。

②同一工事内の特定建設作業についてですが、市条例の特定建設作業の多くは、同一工事内において、法、府条例に基づく特定建設作業が実施されております。

法、府条例に基づく特定建設作業については、直接、岸和田市に届けられ、岸和田市で指導していることから、法、府条例に基づく特定建設作業に付帯して実施される作業については、十分な指導が行われ、生活環境の保全が図られると考えております。

しかしながら、一部の工事内においては、市条例に基づく特定建設作業のみが実施されており、これらは引続き規制する必要があります。

また、技術革新により低騒音化、低振動化が図られ、生活環境を阻害しない程度の騒音又は振動を発生しない作業については見直すべきところであるが、市条例特定建設作業の規定があることで、公害の発生を抑止している側面もあるため、継続して規制する必要があると考えております。

（3）特定建設作業に関する規制の見直しについてですが、特定建設作業に関する規制については、公害関係法令等の公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図りたい。

よって、次のとおり見直しを行うことが適当であると考えております。

括弧の1 つめに火薬を使用する破壊作業は、火薬類取締法でより厳しい規制があり公害の未然防止と生活

環境の保全に必要な措置がとれるため、削除すること、2つめに特定建設作業については、公害の発生の未然防止の点からも引続き規制をすることが望ましいが、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては特定建設作業として規制する必要が無い場合、その情報等を収集し適切な規制内容とすること、でございます。

特定建設作業に関する規制の説明は以上でございます。

【部会長】

では、ご質問、ご意見はございますか。

【委員】

12 ページの結論部において、「規制する必要がない」とあるにもかかわらず、直後に「適切な規制内容とすること」とあるのは、違和感があります。「指導」というと強すぎる印象があるので、「その情報等を収集し、適宜適切な措置を事業者に対し求められたい」と修正いただけますか。

【事務局】

不要な表現を取り除き、審議いただいた趣旨の内容となるよう修正いたします。

【委員】

11 ページに市条例単独とあるのですが表の見方について再度教えてください。

【事務局】

各年度の左欄については、各特定建設作業の総数となっております。市条例単独とは、同一の工事現場において法又は府条例対象の特定建設作業を行われず、市条例で規定している特定建設作業のみ実施している届出数となります。

【部会長】

12 ページの説明部分「技術革新により低騒音化、低振動化が図られ、生活環境を阻害しない程度の騒音又は振動を発生しない作業については見直すべきところとある」と結論部分「技術革新により低騒音化、低騒音化が図られるものについては特定建設作業として規制する必要がないため」とのつながりがわかりにくいので、修正いただけますか。

【委員】

説明部分と結論部分とで、規制を継続すること、規制が不要となった作業は見直していくことの記載の順序がひっくり返っているのでは、わかりにくいのではないのでしょうか。

【委員】

結論部の「特定建設作業として規制する必要がないため」という文章が不要ではないのでしょうか。

条例での規制を継続することに一定の効果があるので、規制は残してもよいと思います。今後、技術革新によっていろいろな低騒音低振動の建設機械が出てくるだろうから、規制が不要になれば適宜適切な措置を求められたい、という趣旨で記載いただきたけますか。

【部会長】

結論部が「・・・引き続き規制することが望ましい。なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては、情報等を収集し事業所に対して適宜適切な措置を求められたい。」という趣旨となるよう、事務局で再度検討いただけますか。

【事務局】

「特定建設作業として規制する必要がないため」という不要な表現を取り除き、審議いただいた趣旨の内

容となるよう修正いたします。

【部会長】

では事務局から引き続き説明してください。

【事務局】

13 ページをご覧ください。自動車公害の防止についてご説明いたします。次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行うこととしました。

括弧内の1つめに自動車の所有者及び運輸事業所等の努力義務は、府条例に同様の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止は、事業者への勧告等の規定があり、それぞれ削除することが適当であるか、2つめに交通公害に関する適切な措置の要請は、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があり、削除することが適当であるか、となっております。

(1) 検討結果についてです。市条例では、第46条（自動車の所有者の努力義務）第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）により自動車公害の防止を目的とした規定があります。

騒音規制法、振動規制法及び府条例等に同様の規定があり、市条例から削除することを検討しました。

第46条（自動車の所有者の努力義務）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）はどちらも努力義務であるが、公害関係法令等においても同様の規定があることから、削除することとします。ただし、岸和田市の施策として、自動車公害に対する取組みを示すため、趣旨を含め検討するよう求めています。第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）は、公害関係法令等に詳細な規定があり、それらにより十分な指導事務等を実施することができている、と考えております。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当であると考えております。

括弧の1つめに、自動車公害の防止については、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことのないようにすること、2つめに自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は岸和田市として、どのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示しているため、条例等であらためて示すようにすること、でございます。

自動車公害の防止についての説明は以上です。

【部会長】

ご質問、ご意見はございますか。

【委員】

結論部の3行目「・・・の努力義務は、岸和田市としてもどのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示す必要があることから、市条例等のなかで改めて検討されたい」と修正いただけますか。また「市条例等」の等については条例以外のことも考えているのですか、何を指しているのか説明いただけますか。

【事務局】

市条例に規定する以外に、交通政策を担う部局との関係もあり市の総合計画又は環境計画に位置づけることを考えてます。

【部会長】

努力義務について、条文は削除するが、努力義務の趣旨に関しては何らかの形で残していくということによろしいですね。

【事務局】

結論部につながるよう、適切な表現に修正いたします。

【部会長】

では、放送電波受信障害の防止について説明してください。

【事務局】

14 ページをご覧ください。6. 放送電波受信障害の防止についてご説明いたします。次の点について見直しの検討を行いました。

括弧内に、放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条1項若しくは第6条の2の確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例へ移行することが適当であるか、とあります。

(1) 検討結果についてです。放送電波受信障害の防止の規定の建設規制部局が所管する条例への移行については、実際の事務を所管する部局と条例を所管する部局が異なるため、事務遂行上必要な条例の見直等が適切に図られにくい。

平成27年2月20日開催平成26年度第2回岸和田市環境審議会及び平成28年3月23日開催平成27年度第3回岸和田市環境審議会で、市条例から日照障害等の防止の規定を取り除いた際と同様に、建築規制部局等に十分に協議し、移行の時期が、建築規制部局が所管する条例の施行と同時にあれば適当であると判断する。

なお、市条例では建築物にかかる電波障害についての規定のみであるため、建築物以外の原因で起こる電波障害についても生活環境への影響について情報収集等すべきである、と考えております。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当であると考えております。

括弧内の1つめ、建築物にかかる電波障害については、建築物に関する規制部局が所管していることから、当該部局と十分協議し、制度の運用に応じ必要な見直しを実施すること、2つめに建築物以外の原因でおこる電波障害については、生活環境への影響について情報収集等すること、でございます。

放送電波受信障害の防止についての説明は以上です。

【部会長】

ご意見、ご質問はございますか。

【委員】

結論部について、4行目は情報収集が目的ではないので「情報収集等を行い、適宜適切な対処をされたい」と改めたらどうでしょうか。建築物以外による電波障害について、条例に規定がなくても市は市民の立場に立って所管部局に連絡する等対処していくという結論を示していただきたい。

【部会長】

私も賛成です。委員の意見を反映いただけますか。ほかに意見はございませんか。

【委員】

上の括弧の質問に対して、下の括弧が回答となっていません。建築部局が所管する条例に移行するのが適当であるのか、書かれていません。適当であるため移行するのですか。

【委員】

「移行」という表現に違和感があります。すでに建築部局の条例はあるのですか。

【事務局】

平成27年度以降、移行が必要ではないかと建築規制部局と内部で協議はしておりますが、まだ策定にはい

たっていません。策定の見込みも立っていませんので、今の段階で市条例から規定を削除できないと考えております。ただ、将来的には日照障害をシフトしたのと同様に、建築規制部局が所管する条例へシフトしていくべきものだと考えていますが、具体的な時期については未定です。

【委員】

法律に基づく規制があるので市条例が不要となっていると解釈していました。まだ電波受信障害を所管する部局は決まっていないのですか。

【事務局】

建設指導課が受信障害にかかる条例を所管することは決まっています。現在、建設指導課が建築基準法の確認申請の際に市条例で規定しているテレビ電波障害調査報告書を受付しています。条例施行時から環境部局が電波障害にかかる事務を行ったことはありません。当時は、岸和田市に条例が少なく、ため池やペット等環境以外の内容がいろいろと市条例に規定されており、環境部局以外が事務を執り行ってきました。事務を執行する上で足りないものや不備を見直し、改めてきましたが、まだ手付かずの条文も残っており、それが日照障害にかかる規定であり、電波受信障害にかかる規定でございます。日照障害については法と府条例の規制が整備されたため、建築部局・都市計画部局と協議し、市条例の規定は過度な義務を課していると判断し、市条例の規定からはずしました。電波受信障害については、法が整備されておらず、市条例に基づいて規制を行っています。

【部会長】

そういう状況であれば、委員がおっしゃっていたように「…が所管する条例で対処する」等としたほうがいいですね。下の括弧の内容に合うように上の括弧の表現を修正いただけますか。

では、次の説明をお願いします。

【事務局】

15 ページをご覧ください。7. その他生活環境の保全等についてご説明いたします。

次の点について見直しの検討を行いました。資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があり、市条例で取り扱うことが適当であるかとなっております。

(1) の検討結果についてですが、第 56 条（資源の循環利用及び廃棄物の減量）、第 57 条（適正処理の義務）及び第 58 条（屋外燃焼行為の禁止）により廃棄物の適正処理等を目的とした規定があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に同様の規定があり、市条例から削除することを検討しました。

5 節自動車公害の防止と同様に、他法令に同様の趣旨の規定があったとしても、岸和田市の施策として、廃棄物の適正処理等への取組みを示すための規定については必要であります。

しかしながら、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により廃棄物の適正処理等への取組みが示されております。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当であると考えております。

廃棄物の適正処理等への取組みについては、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により進めること、でございます。

引き続き 16 ページをご覧ください。おわりに、ということで、本市は、従来から環境問題に積極的に取り組み、公害対策、自然環境保全など様々な環境関連施策を実施してきました。そのなかでも公害防止の取組

は、独自の条例による各種規制等を行うことにより、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができるよう環境の保全を図ってきました。

本部会報告に即した条例改正が実現されれば、一部制度の廃止等を含むが、公害問題に対する市の取組みが後退するものではなく、公害防止条例施行後に国及び大阪府から移譲された公害関係法令による規制権限と合わせた適切な制度となります。新たな条例の目的に沿った公害の防止や環境への負担の低減にむけた具体的な施策を推進し、事業者、市民とともに取り組むことにより、現在及び将来の市民の健康と快適な生活環境が確保されることを望むものであります。

最後に、将来社会情勢が変化した場合や予想外の公害が発生したことにより、市民の健康または生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認める事態が発生した場合には、公害関係法令等との整合を図りつつ、すみやかに条例を見直し、適切な施策を推進することを求めておく。

説明は以上でございます。

【部会長】

では以上に関しまして質問等お願いします。

【委員】

廃棄物に関して規制する条例があればそちらで規制したらいいと思います。

【委員】

16 ページ 1 行目「岸和田市では、・・・施策が実施されてきた。」、4 行目「・・・環境の保全が図られてきた」に修正いただいたほうが、審議会の報告としては適当と考えます。

【部会長】

「その他生活環境の保全等」については、事務局の原案とおりで承認とします。「おわりに」については、委員がおっしゃった文言について修正ください。

これで全ての議事がおわりました。貴重なご意見、ありがとうございました。

今回いただいた意見を反映し、部会報告案を修正いたします。

委員の皆さまに確認いただいて、部会報告を完成させて、次回の審議会において報告したいと思います。

2 回にわたり、公害規制専門部会での審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで本日の予定はすべて終わりました。

委員の皆さまには、進行にご協力を賜り、ありがとうございました。

それでは、事務局へお返しします。

【事務局】

長時間にわたり慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

近日中に、今回の会議録案と修正した部会報告を作成し、送付いたしますので、ご確認ください。

修正点があれば、ご指摘くださいますようあわせてお願いいたします。

次回は、今年度の第 1 回岸和田市環境審議会の予定です。今回の部会で審議いただいた内容を報告し、審議会で委員の皆さまに確認いただきます。

開催日程は、後日あらためてご都合をうかがい、決定いたします。

これをもちまして本日の専門部会を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。